

第 46 回いたみ花火大会 露店出店者募集要項

1. 基本事項

- (1) いたみ花火大会を訪れるすべての来場者等に楽しんでいただくため、安全衛生及びサービス・モラルなどについて、徹底するよう心掛けてください。
- (2) 出店条件や規約等を逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者・露店運営補助事業者より指導する場合があります。これに従わない店舗は、店舗営業中であっても即時退店・閉店頂く場合があります。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。さらに翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。

2. 出店・販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標登録など知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- (2) 酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業許可書」が必要です。この許可書をお持ちでない場合は、飲食の露店営業許可証が必要となります。
- (3) 20 歳未満の方へアルコール類の販売を行わないでください。
- (4) 法令及び公序良俗に反するものと主催者・露店運営補助事業者が判断した場合は、出店内容の変更指示、場合によって出店中止の措置をとります。[例] 危険物（劇薬、危険ドラッグ等）、極めてギャンブル性の高いもの、購入を強要するような販売方法等
- (5) 代表責任者及び出店責任者（以下、「出店者等」）は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定をしてください。必ず価格表示を行ってください。
- (6) 試食・試飲の提供は行わないでください。
- (7) 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- (8) 移動販売車による販売は認めません。
- (9) その他、主催者・露店運営補助事業者の判断により、出店商品の変更や販売中止を指示する場合があります。

3. 出店応募について

- (1) 1 出店責任者（社）につき 1 店舗のみの申請とします。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。代表責任者は複数の店舗の代表責任者を兼ねても構いません。
- (2) 出店者等は 2026 年 6 月 1 日以降引き続き、兵庫県内もしくは大阪府内に住民票を有する個人と、兵庫県内もしくは大阪府内に事業所を有する法人に限ります。
- (3) 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容などに関して事前に伊丹健康福祉事務所（保健所）に問い合わせ、確認をお願いします。
- (4) 販売品目は 1 種類のみ。申込完了後の販売品目の変更・追加は認めません。なお、必要な露店の営業許可証が必要です。取扱いの詳細については、別紙「販売品目について」を必ずご精読ください。
- (5) 出店者は、主催者による厳正なる抽選により決定します。なお、結果に対する質問、異議等の問合せについては一切応じません。また、この抽選では出店者の決定とあわせて出店区画選択会での選択権の順番も同時に抽選します。抽選結果については、伊丹市ホームページへ掲載いたしますので、ご確認ください。出店者に対しては、代表責任者宛に別途郵送でも当選のお知らせをいたします。
- (6) 辞退者が出た場合、主催者判断で出店店舗を決定します。
- (7) 出店手続きに必要な書類等は、すべて主催者が指定する期間内に伊丹市役所 1 階 105 会議室に持参してください。

4. 出店区画について

いたみ花火大会においては、主催者が「露店出店エリア」を設定し、その区域内で下記のとおり出店区画を指定します。指定する出店区域以外の場所では、出店は認めません。

出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

万一、販売品目が隣同士で重複した場合であっても、主催者・露店運営補助事業者は出店を辞退する以外苦情等は一切受け付けません。

〔露店出店エリア〕

- (1) 出店区画は、間口3. 3m×奥行3. 3mとします。
- (2) 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- (3) 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。遵守いただけない店舗は、翌年以降の出店及び、営業補助者としても登録を認めません。
- (4) 出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- (5) 備品及び商品の保安全管理は出店者等が行ってください。盗難、紛失など、主催者・露店運営補助事業者は一切の責任を負いません。
- (6) 当日の出店区画状況によって、緊急に必要な資材等が発生した場合でも主催者・露店運営補助事業者は一切の補償は致しません。

5. 店舗の運営について

- (1) 主催者が、いたみ花火大会の開催の中止、営業時間の変更または交通規制の内容を変更した場合は、主催者・露店運営補助事業者の指示に従ってください。
- (2) 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、出店許可条件をもとに主催者・露店運営補助事業者の指示を遵守して行ってください。
- (3) 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者・露店運営補助事業者は一切の責任を負いません。
- (4) 店舗消灯時間は厳守してください。交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、花火大会の実施において特に重要な事項であるので、主催者・露店運営補助事業者の指示に必ず従ってください。なお、全店舗の消灯確認後、店舗撤去作業のための再点灯については許可いたしますが、販売は行わないでください。
- (5) 店舗の撤去から退場の開始時間については、撤去作業は当日21時00分以降、その後出店エリアへの車両進入は21時30分以降、退場は22時00分以降を予定しておりますが、いずれも主催者・露店運営補助事業者が当日に連絡する具体的時間の指示を遵守して行ってください。
- (6) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- (7) 拡声器、マイクなどによる宣伝及び出店区画以外での販売・客引き行為等は禁止します。
- (8) 出店スペースでの造作は可能ですが、主催者・露店運営補助事業者から別途指示がある場合は撤去、変更について速やかに対応して下さい。
- (9) 店舗内や周辺での喫煙を禁止します。
- (10) 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮してください。
- (11) 主催者が交付する出店許可証を店舗正面の見やすい箇所に掲示してください。
- (12) 伊丹市火災予防条例（昭和37年6月25日条例第17号。以下「火災予防条例」という。）、その他関連法令を遵守してください。

6. 出店者等の責任・補償について

- (1) 出店者等及び営業補助者は、伊丹市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第4号）に基づく警察への照会によって許可された者に限ります。
- (2) 店舗内には、責任をもって対応できる従事者を常時配置し、出店者として、ふさわしい服装、マナーで接してください。
- (3) 出店責任者は他店舗との兼務はできません。また、業務従事者の雇用は労働基準法等関連法令を遵守してください。
- (4) 購入者の苦情などについては、出店責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (5) 食品を販売する出店責任者は、食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情などが発生しないように十分注意してください。伝染病疾患や化膿性疾病、下痢などの症状があ

る場合は、業務に携わらないでください。衛生管理、保険などについては、出店責任者の責任において対応してください。

- (6) 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者・露店運営補助事業者に報告し、出店責任者自らの責任と費用をもって対応してください。
- (7) 主催者、露店運営補助事業者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- (8) 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- (9) 店舗・出店商品などの管理、保護については出店責任者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者・露店運営補助事業者はその損害を補償しません。
- (10) 出店に際して生じたトラブルについては、出店責任者が一切の責任を負うこと
- (11) 出店責任者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- (12) 禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者、露店運営補助事業者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。
- (13) 出店時の物品搬入・搬出は、動線も含めて主催者・露店運営補助事業者や警備員等の指示に必ず従ってください。なお、物品の搬入・搬出時に生じた接触事故等に関しても、主催者・露店運営補助事業者は一切の責任を負いません。また、その損害は出店者が全額賠償してください。
- (14) 電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

7. 衛生・原状回復について

- (1) 店舗でゴミ箱の設置をお願いします。飲食等により生じた来場者等からの空容器等のゴミは、各店舗で回収し、会場内のゴミコンテナに入れてください。
- (2) 食品を取り扱う出店責任者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、保健所の指導に従ってください。
- (3) アルコール消毒液などを備え、提供品などを清潔に扱い、従事者の手洗いなど慣行してください。
- (4) 会場内及びその周辺の排水溝などにゴミ・油・残飯などを廃棄しないでください。
- (5) 出店責任者は、会場・公共施設を汚さぬよう十分に注意し、出店スペース周辺に油、飲食物による汚れが生じないようにしてください。
- (6) 花火大会終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をお願いします。出店スペースが汚れた場合は、出店責任者が責任をもって清掃してください。
- (7) 出店に必要な機材、造作等は全て出店責任者が負担をし、花火大会終了後、原状回復してください。

8. 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）及び伊丹市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。
- (2) 出店者等及び営業補助者または自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員
 - ② 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ③ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ④ 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (3) 出店に関する金銭の要求を受けた場合はこれに応じず、速やかに主催者並びに警察に届け出ること

9. 使用機器について

- (1) 出店責任者は、火災予防条例の規定を遵守し、店舗に必ず 1 本以上の規定に合った使用期限内の業務用消火器（住宅用、エアゾール式以外）を設置してください。また、火災発生に備え消火器の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱方法を習熟しておいてください。なお、消火器は使用済、安全栓の脱落・固定がないかを事前に確認したうえで、使用可能なものを設置してください。
- (2) 発電機の手込みは禁止します。
- (3) カセットボンベ式コンロの使用時は、コンロより大きな鉄板やなべなどを使用したり、2 台以上並べて使用しないでください。
- (4) ガスホースはガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- (5) プロパンガスを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないようきっちりと固定してください。その他、液化石油ガスの保全の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）を遵守するようにしてください。
- (6) 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。

10. 出店料及び営業補償の考え方

- (1) 主催者の責めに帰さない事由（気象状況、会場状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、主催者が開催を中止した場合は、出店料の内 3 万円を返金します。
- (2) 主催者の責めに帰さない事由（気象状況、会場状況、地震等の災害の発生、開催を妨害する行為など）により、開催時間の変更をした場合等、出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。
- (3) 来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取なども一切行いません。
- (4) 禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や主催者・露店運営補助事業者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となる場合がありますが、出店料は返金しません。また出店に関する損害も補償いたしません。
- (5) その他、出店責任者の事情によるキャンセル時において、出店料の返金は一切行いません。

11. その他

- (1) 本募集要項において、補足の必要が生じた場合は、伊丹市ホームページに適宜掲載します。また、出店説明会等が、気象状況及び災害等の影響で日程変更や開催できない場合、同様にホームページに掲載します。
- (2) 花火大会当日も含め、申込み後は出店責任者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。
- (3) 本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。
- (4) その他、重大な疑義が生じた場合は主催者において変更することがあります。
- (5) 提出資料は返還いたしません。必要に応じてコピーをお取りください。

販売品目について

(以下、飲食系に関する説明)

○販売品目は1種類のみです。1店舗1品目のみしか受付できません。

○申込完了(8月5日、8月6日)後の販売品目の変更・追加は認めません。

販売品目の名称は詳細(以下の内容を参考にしてください。)にご記入ください。なお、主催者が明確に販売品目を理解できない場合は申請内容の確認のための連絡や、場合によっては受付後に申請をお断りする場合がありますので、ご注意ください。

例1:「揚げ物」などでは受付できません。

⇒「鳥のから揚げ」「チーズドック」「ポテトフライ」等の揚げる材料や品目を明確に記入してください。

例2:「鉄板焼き」などでは受付できません。

⇒「焼きそば」「お好み焼き」「フランクフルト」など鉄板上で焼く材料や品目を明確に記入してください。

※上記の通り、品目の名称があいまいである場合は、受付できません。届け出る販売品目名は、材料や調理方法が明確なものとしてください。参考として、店舗に掲げるのれん名称をイメージしてください。

※食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守するため、現地で加工しないものに限る等の条件が付されています。

例外1:牛串・豚串・タン串・焼鳥は「串焼き」として販売可能です。

例外2:リンゴ飴・イチゴ飴等果物を使用した飴は「フルーツ飴」として販売可能です。

※※※

飲料品も1品目として取り扱うため、食品と併せての販売は禁止します。

飲料品:酒類、酒類以外のソフトドリンクを指します。

なお、必要な露店営業許可証の提出が必要です。

(以下、遊戯系に関する説明)

○販売品目は1種類のみです。1店舗1品目のみしか受付できません。

○申込完了(8月5日、8月6日)後の販売品目の変更・追加は認めません。

販売品目の名称は詳細(以下の内容を参考にしてください。)にご記入ください。なお、主催者が明確に販売品目を理解できない場合は申請内容の確認のための連絡や、場合によっては受付後に申請をお断りする場合がありますので、ご注意ください。

例:金魚すくい、ヨーヨー釣り、くじ引き、光物など、届け出る販売品目名は明確なものとしてください。

申込みから出店当日までの流れ（予定を含む）

◇募集要項概要及び募集要項の発表

2026年7月27日（月）

◇申込期間

2026年8月5日（水）から2026年8月6日（木）

（上記期間の内、10時から16時の間。ただし、12時から13時30分を除く）

◇出店者発表（出店区画選択順位権同時抽選）

2026年8月21日（金）なお、発表はホームページに掲載いたします。

当選者に対しては、代表責任者宛に別途郵送でもご案内させていただきます。

◇出店料入金

入金期限：2026年9月4日（金）

◇出店区画選択会

2026年9月8日（火）10時から

◇営業補助者の報告（指定様式にて）

2026年10月16日（金）まで

◇当日設営

2026年10月31日（土）9時30分から14時（河川敷内への進入は13時まで）

※14時以降、河川敷内の車両移動は厳禁

◇当日巡回指導

2026年10月31日（土）14時から15時（予定）

◇営業

2026年10月31日（土）15時から21時

◇撤去・退場

2026年10月31日（土）21時頃以降、順次案内

いたみ花火大会

露店出店エリア図

地図内の矢印内が対象

↔ : 伊丹商店連合会エリア

↔ : 出店エリア





